

化学物質の輸出承認について

輸出注意事項18第3号 (H18.3.15)

最終改正：輸出注意事項2022第25号 (R4.10.14)

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の35の3の項の中欄に掲げる化学物質の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成18年4月1日から下記により行います。

なお、「化学物質の輸出承認について」（平成9年7月1日付け平成09・06・24貿局第3号・輸出注意事項9第37号）及び「（お知らせ）化学物質の輸出承認申請前の手続きについて」（平成9年7月1日付け）は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

- 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の中欄に掲げる貨物（別紙第1）とする。
- 適用除外品目は別紙第2とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- 申請理由書（別紙様式） 1通
- 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通
- 輸出貨物に関する成分表 1通
- ISO11014に基づいて作成した化学品の安全データシート（SDS） 1通
- その他必要があると認められる書類

(3) 申請における留意点

別紙第1に定める35の3の項（1）に掲げる貨物のうち水銀化合物であって塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）、酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）、硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）並びに硫化水銀（辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）並びに同項（2）に掲げる貨物のうち、水銀（水銀以外の物と混合している場合（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）は水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）については、「特定の水銀、水銀化合物及び特定水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）」に基づき、輸出承認の申請を行ってください。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）及び残留有機性汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）の規定に基づき、次の（１）、（２）又は（３）の貨物の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当する場合に限り、行うものとする。

ただし、液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ容量が0.05リットルを超える貨物については、承認は行わない。

- (1) ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質の輸出であって、次のいずれかに該当する場合
 - ① 当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当しない場合
 - ② 当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、仕向地が同条約締約国であり、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に同意している場合
 - ③ 当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、仕向地が同条約締約国であり、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に条件付きで同意をし、かつ、当該輸出が当該条件に該当する場合
 - ④ 当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
 - ⑤ 仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合
- (2) 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の（２）から（６）までに掲げる化学物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質であって、同附属書下欄に掲げる分類に該当するものを除く。）の輸出であって、次のいずれかに該当する場合
 - ① 仕向地がロッテルダム条約締約国であり、我が国が当該暦年において、当該締約国の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行っている場合
 - ② 当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
 - ③ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定による登録を受けている農薬及び同項ただし書に該当する農薬
 - ④ 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（２）に掲げる貨物については、農薬取締法第2第1項に規定する農薬の用途に用いられるものでないと認められる場合（毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物は除く。）
 - ⑤ 仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合
 - ⑥ 当該貨物が成形製品（混合物又は製剤ではないものをいう。以下同じ。）である場合
- (3) スtockホルム条約附属書Aに掲げる化学物質であってその製造若しくは使用について個別の適用除外が効力を有しているもの又は同条約附属書Bに掲げる化学物質であって、その製造若しくは使用について個別の適用除外若しくは認めることのできる目的が効力を有しているものの輸出であって、次のいずれかに該当する場合又は当該貨物がストックホルム条約附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質であって実験室規模の研究のため又は試薬として使用される量である場合
 - ① スtockホルム条約第6条1（d）に定める環境上適正な処分の場合
 - ② スtockホルム条約附属書A又は附属書Bの規定に基づき、仕向地が当該化学物質の使用が許容される同条約締約国の場合
 - ③ 仕向地がストックホルム条約締約国でない国又は地域の場合であって、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して次のすべてのことを約束することを記載した年間の証明書が当該国から我が国に提出されている場合又は当該地域において次のすべてのことを約束することが書面にて確認されている場合
 - イ 放出を最小限にし又は防止するために必要な措置をとることにより、人の健康及び環境を保護すること
 - ロ スtockホルム条約第6条1の規定に従うこと
 - ハ 適当な場合には、ストックホルム条約附属書B第2部2の規定に従うこと

5 承認の条件

輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質であって同附属書下欄に掲げる分類に該当するものに限る。)及び同項(2)から(6)までに掲げる貨物であって、仕向地がロッテルダム条約締約国であり、我が国が当該暦年において、当該締約国の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行っている場合について輸出を承認する場合には、次の条件を付すものとする。

- 「① 輸出者が国際連合による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS: Globally Harmonized System of Classification and Chemicals)」を参考に輸出貨物の容器、包装等に添付すべき表示を作成し、これを貨物に添付すること。
- ② 輸出者が輸入者に対してISO11014に基づいて作成された化学品の安全データシート(SDS)を交付すること。
- ③ 輸入締約国が課する要件の適用を妨げることなく、関連する国際的な基準を考慮しつつ、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を十分に提供することを確保するようなラベル等による表示をすること。」

6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国

ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」をご確認ください。

別紙第1

1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs 条約対象
(1) 2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物	93-76-5 (2, 4, 5-T)	駆除剤	
(2) アラクロール	15972-60-8	駆除剤	
(3) アルジカルブ	116-06-3	駆除剤	
(4) アルドリン	309-00-2	駆除剤	○
(5) アジンホスメチル	86-50-0	駆除剤	
(6) ビナパクリル	485-31-4	駆除剤	
(7) カプタホール	2425-06-1	駆除剤	
(8) カルボフラン(別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル)	1563-66-2	駆除剤	
(9) クロルデン	57-74-9	駆除剤	○
(10) クロルジメホルム	6164-98-3	駆除剤	
(11) クロロベンジレート	510-15-6	駆除剤	
(12) DDT	50-29-3	駆除剤	○
(13) ディルドリン	60-57-1	駆除剤	○
(14) ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)及びジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1 (ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)) 2980-64-5 (ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)のアンモニウム塩) 5787-96-2 (ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)のカリウム塩等) 2312-76-7 (ジニトロ-オルト-クレゾール(DNOC)のナトリウム塩)	駆除剤	
(15) ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物	88-85-7 (ジノセブ)	駆除剤	
(16) 1, 2-ジブロモエタン(EDB)	106-93-4	駆除剤	
(17) エンドスルファン	115-29-7	駆除剤	○
(18) 1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	駆除剤	
(19) エチレンオキシド	75-21-8	駆除剤	
(20) フルオロアセトアミド	640-19-7	駆除剤	
(21) HCH(異性体混合物)	608-73-1	駆除剤	
(22) ヘプタクロル	76-44-8	駆除剤	○
(23) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	駆除剤	○
(24) リンデン	58-89-9	駆除剤	○
(25) 水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)		駆除剤	
(26) メタミドホス	10265-92-6	駆除剤	
(27) モノクロトホス	6923-22-4	駆除剤	
(28) パラチオン	56-38-2	駆除剤	
(29) ペンタクロロフェノール、ペン	87-86-5	駆除剤	○

	タクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物	131-52-2 27735-64-4 3772-94-9		
(30)	ホレート	298-02-2	駆除剤	
(31)	トキサフェン	8001-35-2	駆除剤	○
(32)	トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て）	56-35-9（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド） 1983-10-4（トリブチルスズ＝フルオリド） 2155-70-6（トリブチルスズ＝メタクリラート） 4342-36-3（トリブチルスズ＝ベンゾアート） 1461-22-9（トリブチルスズ＝クロリド） 24124-25-2（トリブチルスズ＝リノレアート） 85409-17-2（トリブチルスズ＝ナフテナート）	駆除剤	
(33)	トリクロロホン（別名ジメチル＝2，2，2－トリクロロ－1－ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP）	52-68-6	駆除剤	
(34)	ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤	17804-35-2（ベノミル） 1563-66-2（カルボフラン） 137-26-8（チウラム）	著しく有害な駆除剤製剤	
(35)	ホスファミドン	13171-21-6（（E）異性体及び（Z）異性体の混合物） 23783-98-4（（Z）異性体） 297-99-4（（E）異性体）	著しく有害な駆除剤製剤	
(36)	メチルパラチオン	298-00-0	著しく有害な駆除剤製剤	
(37)	石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）	77536-66-4（アクチノライト） 77536-67-5（アンソフィライト） 12172-73-5（アモサイト） 12001-28-4（クロシドライト） 77536-68-6（トレモライト）	工業用化学物質	
(38)	商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）	36483-60-0（ヘキサブロモジフェニルエーテル） 68928-80-3（ヘプタブロモジフェニルエーテル）	工業用化学物質	○
(39)	商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）	40088-47-9（テトラブロモジフェニルエーテル） 32534-81-9（ペンタブロモジフェニルエーテル）	工業用化学物質	○
(40)	ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 25637-99-4 3194-55-6	工業用化学物質	○
(41)	ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物（ペ	1763-23-1（ペルフルオロオクタンスルホン酸） 2795-39-3（ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム） 29457-72-5（ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム）	工業用化学物質	○

	<p>ルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。))</p>	<p>29081-56-9 (ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム) 70225-14-8 (ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム) 56773-42-3 (ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム) 251099-16-8 (ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム) 4151-50-2 (N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド) 31506-32-8 (N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド) 1691-99-2 (N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド) 24448-09-7 (N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド) 307-35-7 (ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド)</p>		
(42)	<p>ポリ臭化ビフェニル (PBB)</p>	<p>36355-01-8 (六臭化ビフェニル) 27858-07-7 (八臭化ビフェニル) 13654-09-6 (十臭化ビフェニル)</p>	工業用化学物質	○
(43)	<p>ポリ塩化ビフェニル (PCB)</p>	<p>1336-36-3</p>	工業用化学物質	○
(44)	<p>ポリ塩化テルフェニル (PCT)</p>	<p>61788-33-8</p>	工業用化学物質	
(45)	<p>短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)</p>	<p>85535-84-8</p>	工業用化学物質	○ (注)
(46)	<p>4エチル鉛</p>	<p>78-00-2</p>	工業用化学物質	
(47)	<p>4メチル鉛</p>	<p>75-74-1</p>	工業用化学物質	
(48)	<p>トリブチルスズ化合物 (ビス(トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)</p>	<p>56-35-9 (ビス(トリブチルスズ) =オキシド) 1983-10-4 (トリブチルスズ=フルオリド) 2155-70-6 (トリブチルスズ=メタクリラート) 4342-36-3 (トリブチルスズ=ベンゾアート) 1461-22-9 (トリブチルスズ=クロリド) 24124-25-2 (トリブチルスズ=リノレアート) 85409-17-2 (トリブチルスズ=ナフテナート)</p>	工業用化学物質	
(49)	<p>トリス(2,3-ジブロモプロ</p>	<p>126-72-7</p>	工業用	

ピル) =ホスファート (50) デカブロモジフェニルエーテル (51) ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質(※) (※)「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。 (1)炭素原子(C)に結合する直鎖状又は分岐状のペルフルオロヘプチル基(C ₇ F ₁₅)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む。) (2)直鎖状又は分岐状のペルフルオロオクチル基(C ₈ F ₁₇)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリマーを含む。) (3)以下の化合物は含まれない。 ・C ₈ F ₁₇ -X, (X= F, Cl, Br) ・C ₈ F ₁₇ -C(=O)OH, C ₈ F ₁₇ -C(=O)O-X' 又は、C ₈ F ₁₇ -CF ₂ -X' (X' = 任意の基(塩を含む。)) ・ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体(C ₈ F ₁₇ SO ₂ X (X= OH, 金属塩(O-M ⁺), ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体))	1163-19-5 335-67-1 (ペルフルオロオクタン酸) 3825-26-1 (ペルフルオロオクタン酸のアンモニウム塩) 335-95-5 (ペルフルオロオクタン酸のナトリウム塩) 2395-00-8 (ペルフルオロオクタン酸のカリウム塩)	化学物質 工業用化学物質 工業用化学物質	○ ○
---	--	----------------------------	--------

(注) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質のうち、ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)に該当するものに限る。

2 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(2)に掲げる貨物(農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) テトラエチルピロホスフェート(別名TEPP)		
(2) 水銀		
(3) 砒酸鉛		
(4) 水酸化トリシクロヘキシルスズ(別名シヘキサチン)		
(5) 2, 4, 6-トリクロロフェニル-4'-ニトロフェニルエーテル(別名CNP又はクロロニトロフェン)		
(6) ペンタクロロニトロベンゼン(別名PCNB又はキントゼン)		

3 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(3)に掲げる貨物(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物)

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物 ① オクタメチルピロホスホルアミド ② 4アルキル鉛 ③ ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ④ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト ⑤ ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト ⑥ ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ⑦ テトラエチルピロホスフェイト ⑧ モノフルオール酢酸 ⑨ モノフルオール酢酸アミド ⑩ 以上に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて毒物及び劇物指定令第3条で定める物 (2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物 ① オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤 ② 4アルキル鉛を含有する製剤 ③ ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤 ④ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 ⑤ ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤 ⑥ ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤 ⑦ テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤 ⑧ モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤 ⑨ モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤 ⑩ 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤		

4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(5)に掲げる貨物(労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物)であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) ベンジジン及びその塩 (2) 4-アミノジフェニル及びその塩 (3) 石綿(クリソタイル) (※その他の石綿は別紙第1の1を参照のこと。) (4) 4-ニトロジフェニル及びその塩 (5) ビス(クロロメチル)エーテル (6) ベーター-ナフチルアミン及びその塩 (7) 労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物		

5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3	○
(2) ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る。)	28699-88-9 1321-65-9 1335-88-2 1321-64-8 1335-87-1 32241-08-0 2234-13-1	○
(3) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	○
(4) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)	309-00-2	○
(5) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	60-57-1	○
(6) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)		○
(7) 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-クロロフェニル) エタン (別名DDT)	50-29-3	○
(8) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8	○
(9) ビス (トリブチルスズ) =オキシド		
(10) N, N' ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		
(11) 2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール		
(12) ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名トキサフェン)	8001-35-2	○
(13) ドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}] デカン (別名マイレックス)		○
(14) 2, 2, 2-トリクロロ-1- (2-クロロフェニル) -1- (4-クロロフェニル) エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセン又	115-32-2 10606-46-9	○

はジコホル)		
(15) ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	87-68-3	○
(16) 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール	3846-71-7	
(17) ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	1763-23-1 (PFOS) 2795-39-3 (PFOSのカリウム塩) 29457-72-5 (PFOSのリチウム塩) 29081-56-9 (PFOSのアンモニウム塩) 70225-14-8 (PFOSのジエタノールアミン塩) 56773-42-3 (PFOSのテトラエチルアンモニウム塩) 251099-16-8 (PFOSのジデシルジメチルアンモニウム塩)	○
(18) ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) = フルオリド(別名PFOSF)	307-35-7	○
(19) ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○
(20) r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	○
(21) r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	○
(22) r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマヘキサクロロシクロヘキサン)	58-89-9	○
(23) デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 ² . 6. 0 ³ . 9. 0 ⁴ . 8] デカン-5-オン(別名クロルデコン)	143-50-0	○
(24) ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	○
(25) テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル)	40088-47-9 (2, 2', 4, 4'-テトラブロモジフェニルエーテル)	○
(26) ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	32534-81-9 (2, 2', 4, 4', 5-ペンタブロモジフェニルエーテル)	○
(27) ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	68631-49-2 (2, 2', 4, 4', 5, 5'-ヘキサブロモジフェニルエーテル) 207122-15-4 (2, 2', 4, 4', 5, 6'-ヘキサブロモジフェニルエーテル)	○
(28) ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	446255-22-7 (2, 2', 3, 3', 4, 5', 6-ヘプタブロモジフェニルエーテル) 207122-16-5 (2, 2', 3, 4, 4', 5', 6-ヘプタブロモジフェニルエーテル)	○
(29) 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6,	115-29-7 959-98-8	○

9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	33213-65-9	
(30) ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	○
(31) ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9	○
(32) ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2	○
(33) 1, 1'-オキシビス (2, 3, 4, 5, 6-ペンタブロモベンゼン) (別名デカブロモジフェニルエーテル)	1163-19-5	○
(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 又はその塩	335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウム塩)	○

別紙第2

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- 1 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合には輸出承認を要する。

- （1）輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号）3-4に該当する場合は除く。）
- （2）輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。
- （3）輸出しようとする貨物に別紙第1に掲げる化学物質が0.1パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。（（1）及び（2）に掲げる場合を除く。）
- （4）液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合。

- 2 別紙第1に掲げる化学物質のうち、標準物質（日本産業規格（JIS）Q0030に定められるもの）として用いられるもの（標準物質作製のための原料として用いられるものを除く。）

ただし、上記に該当するものであっても、当該標準物質又はこれに含有される化学物質について、認証機関が発行した証明書、これらの物質の製造業者が作成した技術資料（製品のパンフレットを含む。）又は日本産業規格（JIS）Z7253に基づく安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）等において、標準物質であることが確認できない場合は輸出承認を要する。

経済産業大臣 殿

申請者
氏名又は名称
及び代表者の氏名
住所
電話番号
担当者名

化学物質輸出承認申請理由書

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（
）に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量、総額等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額

(2) 当該貨物の外観及び荷姿

(3) _____ の IUPAC 名

(4) _____ の通称名

(5) _____ の CAS No.

(6) _____ の国連番号

(7) _____ の輸出統計品目番号 (HSコード)

(8) _____ の船積予定時期

(9) _____ の別表第2に該当する具体的理由

2. 製造業者又は輸入業者

製造業者（輸入業者）名 _____
住 所 _____
代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____
電 話 _____ 内 線 _____ F A X _____

3. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港 _____ 経由地 _____ 最終仕向地 _____

4. 買主

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____

5. 荷受人

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____

6. 最終需要者

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
最終用途 _____

7. 当該貨物の輸出実績（※過去に同一の貨物を同一の買主及び最終需要者に輸出実績のある場合に記載のこと）

買主名：

最終需要者：

承認年月日	仕向地	数量	輸出承認番号	備考

8. その他（当該貨物の輸出に関する今後の見通し等）

